特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	身体障害者福祉法に基づく事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、身体障害者福祉法に基づく事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年3月28日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法に基づく事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の申請等に係る事務
③システムの名称	障害者福祉管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.身体障害者手帳情報管理システム　2.更生指導台帳情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相馬市企画政策部企画政策課　〒976-8601　福島県相馬市中村字北町63番地の3　0244-37-2218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相馬市保健福祉部社会福祉課　〒976-8601　福島県相馬市中村字北町63番地の3　0244-37-2109
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、事務手続きを進める際は、上長の最終確認（決裁）をとることとしている。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための方策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・パスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう、制限をかけている。 ・事務手続きを進める際には、送付誤りや給付誤りが発生しないよう、トリプルチェックを行っている。 　これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等（第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靭性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等）を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一11の項	番号法第9条第1項　別表20の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 5.評価実施機関における担当部署	健康福祉課	社会福祉課	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年1月1日	令和7年1月31日	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年1月1日	令和7年1月31日	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 8　人手を介在させる作業	記載なし	十分である	事後	様式の変更
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更